

平成 31 年 4 月 1 日

## 積算基準等の適用時期について

大阪府環境農林水産部で使用する下記積算基準等の適用時期は、平成 31 年度については、以下のとおりとします。

### 1. 農空間整備事業関係 積算基準

- ◎ 土地改良工事積算基準(土木工事)
- ◎ 土地改良工事積算基準(機械経費)
- ◎ 土地改良工事積算基準(施設機械)
- ◎ 土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)

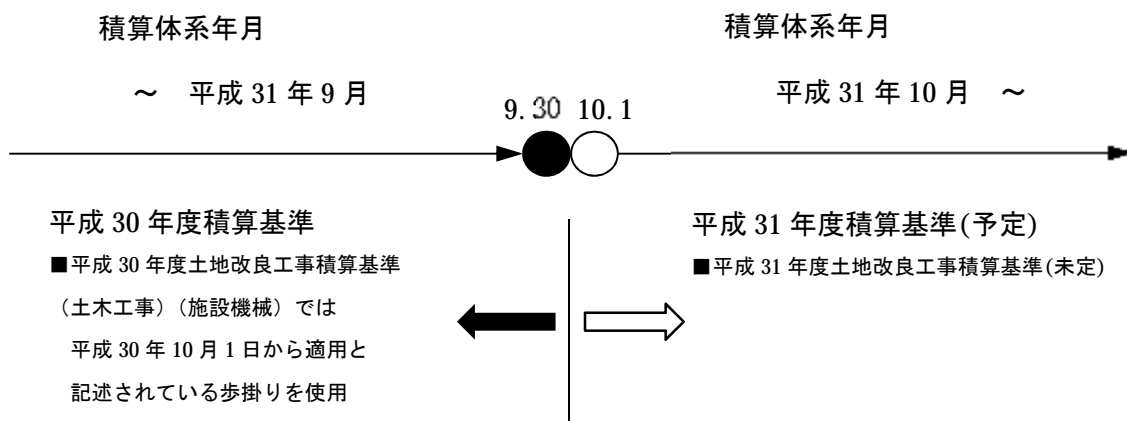
■ 適用時期は金抜設計書の積算書鏡の「積算体系年月」で確認してください。  
「積算体系年月」

- ① 【平成 31 年 9 月】以前 の場合 → 平成 30 年度歩掛を適用
- ② 【平成 31 年 10 月】以降 の場合 → 平成 31 年度歩掛を適用

### ■ 平成 30 年度歩掛について

平成 30 年度土地改良工事積算基準(土木工事)(施設機械)に記載の歩掛のうち、「平成 30 年 9 月 30 日まで適用」の歩掛・基準等は、大阪府では適用しません。

大阪府では平成 30 年度歩掛は、「平成 30 年 10 月 1 日から適用」の歩掛・基準を適用しますのでご注意ください。



## 2. 治山事業関係 積算基準

- ◎ 森林整備保全事業設計積算要領 及び 標準歩掛
- ◎ 森林土木木製構造物施工マニュアル
- ◎ 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領

平成 31 年度歩掛の適用月については、現在調整中です。当面は平成 30 年度歩掛を使用します。新年度歩掛適用月は決定次第お知らせします。

なお、治山事業関係の発注案件では、基本的に、設計書に添付している「特記仕様書」内に適用している積算基準名及び適用年度を記載しています。必ず特記仕様書により確認していただくをお願いします。また「単価適用年月日」は、金抜設計書の積算書総括情報表に記載しています。

## 3. そのほかの積算基準 例)都市整備部の 建設工事積算基準など

環境農林水産部が所管していない積算基準・歩掛等を使用している場合は、

- (1) 見積参考資料に、使用している歩掛等を明示しています。
  - (2) 特記仕様書に、適用している積算基準・歩掛等の名称及び適用年度を明示することとしてしていますので、見積参考資料や特記仕様書などで確認してください。
- なお、適用年月日は、原則として所管している部局の適用に従っています。

## 4. その他

- (1) 4 週 8 休(週休 2 日)工事への取り組み(必要経費の計上等)については、農空間整備事業、治山事業とも現在調整中です。
- (2) ◎印のある積算基準は、府政情報センターで閲覧できます。  
(市販の刊行物のため、HP での閲覧はできません)。

問合せ先:

環境農林水産部

検査指導課契約検査 G

電話 06-6941-0351(代表)

内線 2726、2727